

処 分 基 準

令和 8 年 6 月 1 日作成

法 令 名：行商従事者証等の様式の承認に関する規程
根 拠 条 項：第 7 条
処 分 の 概 要：行商従事者証等の様式の承認の取消し
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： 行商従事者証等の様式の承認に関する規程第 1 条（承認を受けることができる団体）
処 分 基 準： 行商従業者証等の様式の承認に関する規程第 7 条第 1 号に該当する掲げる事実が判明した場合は、以下のように帰責事由がない場合又は悪性が極めて軽微な場合であつて、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているときなどを除き、行商従業者証等の様式の承認の取消しを行うものとする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由によって古物営業法第 4 条第 1 号から第 8 号までに該当する場合であつて、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。 同規程第 7 条第 2 号に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、資料を提出しなかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を提出することができ、現に提出しようとしているときを除き、行商従業者証等の様式の承認の取消しを行うものとする。 同規程第 7 条第 2 号に掲げるいずれかの事実が判明した場合は、資料を提出しなかったことについて相当の理由があり、速やかに資料を提出することができ、現に提出しようとしているときを除き、行商従業者証等の様式の承認の取消しを行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全総務課防犯営業第二係 (電話 0 3 - 3 5 8 1 - 4 3 2 1 内線 3 0 3 4 1)
備 考：